

深川市農業委員会総会議事録

(第 6 回)

令和2年9月28日

開 会 9 時 3 0 分

閉 会 9 時 4 7 分

深川市農業委員会委員出席者名簿

議席	氏名	出席委員	欠席委員
1	栗野良寛	○	
2	高橋淳一	○	
3	五十嵐剛	○	
4	爲井新市	○	
5	鈴木陽志	○	
6	金谷道宏	○	
7	宮武努	○	
8	荒井優	○	
9	安居博知	○	
10	松浦明美	○	
11	山川功	○	
12	清水義博	○	
13	菊入等	○	
14	中川幸生	○	
15	大川広志	○	
16	山田正信	○	
17	板垣昭仁	○	
18	山崎和徹	○	
19	安村一稔	○	
20	大森毅英	○	
21	伊藤裕美	○	
22	青木実	○	
23	荒井政明	○	
24	廣田和也	○	
25	馬木逸男	○	
26	塩尻総徳	○	
27	清水正勝	○	

第6回深川市農業委員会総会議事録

- | | |
|--------|--------------------------|
| 1 開催日時 | 令和2年9月28日（月）9時30分 |
| 2 開催場所 | 市役所大会議室 |
| 3 出席委員 | 栗野良寛委員 外26名 |
| 4 説明員 | 矢櫃局長・畑山主査・藤野主任・佐藤主任・河崎主任 |
| 5 書記 | 佐藤主任 |

矢櫃局長

開会宣言（9時30分）

それでは只今から、令和2年度第6回深川市農業委員会総会を開催いたします。本日の総会は委員全員の出席をいただいております。それでは、会長よりご挨拶をいただきまして総会を始めさせていただきます。

菊入会長

おはようございます。本日、大変天気も良いのですが、忙しい中ご出席いただきありがとうございます。

稲刈りも終盤かなと思いますが、私も少し残っておりますが、今日昼から終わるかなと思っております。

今月の議会におきまして、当委員会の大川委員が深川市の功労者表彰を受けることが決定いたしました。今後よろしくお願いいたします。

11月25日の年金セミナー、26日の全国会長代表者集会在東京で行われる予定でしたが、中止となりました。北海道農業会議も11月の要請活動についての対応を協議しました結果、会長・副会長・事務局の少人数で要請活動をしていく予定、という話を聞いておりますので、ご理解をよろしくお願いいたします。

また、11月の空知地区別農業委員研修会、年金研修会においても中止となりましたが、北空知農業委員連絡会におきまして、新人委員を対象とした年金研修会を開催予定と聞いております。新人委員の研修会につきましては、後程事務局から説明があると思っておりますので、参加をお願いいたします。

それでは総会に入りますのでご審議のほどよろしくお願いいたします。

菊入会長

日程第1、議事録署名委員を指名します。5番 鈴木委員、6番 金谷委員を指名します。

菊入会長

日程第2、諸般報告（1）農業行政報告はありませんので、（2）農業委員会業務報告を局長から報告願います。

矢櫃局長

それでは私から、8月26日の総会以降、本日の総会前までの主な業務について、ご配付の業務報告書をもって報告とさせていただきます。以上でございます。

菊入会長

日程第3、報告に入ります。報告第1号 調整委員の指名について、事務局から説明願います。

佐藤主任

ご説明いたします。農用地利用関係調整事務取扱要綱第5条第1号の規定により、記載のとおり調整委員を指名しましたので、ご報告いたします。今月は4件で全て売買に係るあっせん申出です。申出年月日と指名年月日は、番号1番と番号2番が令和2年9月1日、番号3番と番号4番が令和2年9月11日です。あっせん申出者、土地の所在等その他詳細につきましては記載のとおりです。説明は以上です。

菊入会長	説明が終わりましたが、質疑等はありませんか。 （「なし」という声あり）
菊入会長	それでは質疑なしということで報告第1号を報告のとおり承認いたします。
菊入会長	続いて、報告第2号 農業者年金農業者老齢年金裁定請求について事務局より説明願います。
佐藤主任	ご説明いたします。平成13年改正農業者年金基金法附則第8条第1項の規定により、読み替えられてなおその効力を有するものとされた、旧法施行規則第26条の規定及び、農業者年金基金法施行規則第14条の規定に基づき、記載の方から農業者老齢年金裁定請求書を受理し、農業者年金基金へ提出いたしましたのでご報告いたします。今月は2件で、1番が旧法分、2番が新法分となっております。受給権者の氏名、生年月日、農業者年金基金への提出年月日、支給開始年月、年金の加入期間等については記載のとおりです。説明は以上です。
菊入会長	説明が終わりました。質疑等はありませんか。 （「なし」という声あり）
菊入会長	それでは質疑なしということで報告第2号を報告のとおり承認します。
菊入会長	続いて、報告第3号 現況証明書の交付について事務局より説明願います。
河崎主任	ご説明いたします。記載の方より現況証明書の交付願いがあり、確認の上交付しましたのでご報告いたします。今月は1件で、土地の所在・申請者等は記載のとおりとなっております。証明を必要とする理由は、地目変更のためです。番号1番は、平成29年度及び30年度の農地利用状況調査において、年月日不詳より非農地と確認した土地で、農業委員会内規2—（1）—カの「農地利用状況調査結果に基づく願書の提出があった場合」に基づき「原野」「雑種地」として交付しております。説明は以上です。
菊入会長	説明が終わりました。質疑等はありませんか。 （「なし」という声あり）
菊入会長	それでは質疑なしということで報告第3号を報告のとおり承認します。
菊入会長	日程第4、議案に入ります。
菊入会長	議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の成立状況の確認について、を議題とします。事務局から説明願います。
佐藤主任	ご説明いたします。記載の方々から農地法第18条第6項の規定による通知があり、賃貸借の解約が成立していると考えられますので、ご審議をお願いいたします。今月は1件で、番号1番は貸主が売買するための解約です。合意解約日と土地の引き渡し時期については、全て令和2年9月1日です。解約する土地の所在等、その他詳細につきましては記載のとおりです。説明は以上です。
菊入会長	説明が終わりましたが、質疑を受けます。 （「なし」という声あり）

菊入会長	ないようですので、本件は原案のとおり決定することに異議ありませんか。 （「なし」という声あり）
菊入会長	それでは異議なし、ということで、議案第1号は原案のとおり決定します。
菊入会長	次に、議案第2号 農業経営基盤強化促進法第16条第1項の規定による買入協議の要請について、を議題とします。事務局から説明願います。
藤野主任	ご説明いたします。農業経営基盤強化促進法第15条第1項の規定により所有権移転に係るあっせん申出があったもののうち、同法16条第1項による買入協議が必要と認められたものにつき、深川市長に要請するため審議をお願いいたします。今月は2件で、買入協議が必要な理由は、買入希望者が資金調達等の理由により速やかな買入が不可能なためです。この2件につきましては、来月の農業委員会総会におきまして北海道農業公社が買入れる予定となっております。買入協議に係る農用地、あっせん申出者氏名、申出年月日等につきましては、記載のとおりとなっております。説明は以上です。
菊入会長	説明が終わりました。質疑を受けます。 （「なし」という声あり）
菊入会長	ないようですので本件は原案のとおり決定することに異議ありませんか。 （「なし」という声あり）
菊入会長	それでは異議なし、ということで議案第2号は原案のとおり決定します。
菊入会長	次に、議案第3号 農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地利用集積計画作成の要請について、を議題とします。事務局から説明願います。
佐藤主任	ご説明いたします。農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定により、記載の方々に係る農用地利用集積計画の作成を深川市に要請するため、審議をお願いします。今月は2件で、全て売買の案件です。番号1番は、出し手の残地を経営拡大を図る受け手に売買するもので、資金対応は自己資金です。番号2番は、出し手の貸付地及び返還地及び残地を、経営安定及び経営拡大を図る受け手に売買するもので、資金対応は自己資金です。以上、利用権を設定する農用地及び内容等その他詳細につきましては記載のとおりとなり、これらの内容はすべて農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしております。説明は以上です。
菊入会長	説明が終わりました。それでは質疑を受けます。 （「なし」という声あり）
菊入会長	ないようですので、本件は原案のとおり決定することに異議ありませんか。 （「なし」という声あり）
菊入会長	それでは異議なし、ということで、議案第3号は原案のとおり決定します。
菊入会長	次に、議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について、を議題とします。事務局から説明願います。
畑山主査	ご説明いたします。記載の方より農地法第5条の規定による農地の転用のための権利移転、設定の申請書提出がありましたので、意見を添え送付のためのご審議をお願いいたします。今月は1件で、許可申請地、申請人、転用目的等は記載のとおりです。番号1番は、譲受人が一般住宅を建築するもので、譲渡人がこれに賛同したもので、都市計画法第8条

	<p>第1項第1号に規定する用途地域が定められた地域であり、運用通知第2の1の(1)のエの(ア)のbの(c)により、3種農地に該当し、許可相当と認められるものです。説明は以上です。</p>
菊入会長	<p>説明が終わりました。質疑を受けます。 (「なし」という声あり)</p>
菊入会長	<p>ないようですので、本件は原案のとおり決定することに異議ありませんか。 (「なし」という声あり)</p>
菊入会長	<p>それでは異議なし、ということで、議案第4号は原案のとおり決定します。</p>
菊入会長	<p>次に、議案第5号 現況証明書の交付について、を議題とします。事務局から説明願います。</p>
河崎主任	<p>ご説明いたします。記載の方より現況証明書の交付願いがありましたので、適否について審議をお願いいたします。土地の所在・公簿地目等は記載のとおりとなっております。今月は1件で、証明を必要とする理由は地目変更のためです。9月17日に清水義博委員、板垣委員、安居委員の3名で現地調査をしております。番号1番は、年月日不詳より山林となって現在に至っており、申出のとおり非農地で地目は山林との意見をいただいております。説明は以上です。</p>
菊入会長	<p>説明が終わりました。質疑を受けます。 (「なし」という声あり)</p>
菊入会長	<p>ないようですので、本件は原案のとおり決定することに異議ありませんか。 (「なし」という声あり)</p>
菊入会長	<p>それでは異議なし、ということで、議案第5号は原案のとおり決定します。</p>
菊入会長	<p>次に、議案第6号 農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の定期報告について、を議題とします。事務局から説明願います。</p>
畑山主査	<p>ご説明いたします。記載の法人より、農地所有適格法人定期報告書の提出がありましたのでご審議をお願いします。</p> <p>農地所有適格法人の報告につきましては、農地法第6条第1項において、農地所有適格法人は農林水産省令で定めるところにより、毎年、事業の状況その他農林水産省令で定める事項を農業委員会に報告しなければならないこととされており、さらに農地法施行規則第58条第1項では、毎年事業年度の終了3ヵ月以内に農地又は採草放牧地の所在地を所管する農業委員会に提出しなければならないとし、農地法施行規則第58条第2項では、提出添付書類が定められております。</p> <p>また、農地所有適格法人の確認すべき要件につきましては、「形態要件」、「事業要件」、「構成員要件」、「業務執行役員要件」、「農作業従事要件」があり、農地法により定められたこの5要件を満たすことが農地所有適格法人の絶対条件とされています。農業委員会では提出された報告書と添付書類により、要件を満たしているか把握し、要件が満たされていない法人に対しては、指導を行うことと定められております。報告のありました法人数は6件で、法人名、所在地は記載のとおりです。これら6法人については、いずれも要件の全てを満たすと考えております。説明は以上です。</p>
菊入会長	<p>説明が終わりました。質疑を受けます。</p>

菊入会長	<p>(「なし」という声あり)</p> <p>ないようですので、本件は原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p>
菊入会長	<p>(「なし」という声あり)</p> <p>それでは異議なし、ということで、議案第6号は原案のとおり決定します。</p> <p>以上で、本総会に課されました議事は全て終わりましたので、農業委員会総会を終了します。</p> <p>(総会終了 9時47分)</p>